

特殊詐欺ターゲットの選定及び取締りについて

令和4年9月1日

警察庁丙組暴発第5号、丙組組企発第270号

警察庁刑事局組織犯罪対策部長から各都道府県警察の長宛て

(概要)

各種法令の多角的活用等により犯罪組織の主要幹部の検挙を図るという組織犯罪対策に有効な手法を特殊詐欺対策に活用すべく、特殊詐欺の犯行グループにおける中枢人物を選定し、あらゆる法令を駆使して検挙を図ることについて指示したもの。